

九州ルーテル学院大学学術リポジトリ運用指針

第1条 九州ルーテル学院大学図書館は、九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）において作成された学術研究成果（以下「研究成果」という。）を収集し、九州ルーテル学院大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

第2条 名称は、「九州ルーテルリポジトリ」とする。

第3条 登録対象となる研究成果は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1)学術的な研究成果であること。
- (2)本学に所属する教員が、その主要な部分を作成したもの
- (3)PDF フォーマットで作成されていること。
- (4)ネットワークを通じて配信することが可能なもの

第4条 リポジトリに研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、本学の教員及び本学に在職したことのある教員とする。

第5条 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した又は作成に関わった研究成果を登録することができる。この場合において、本学が発行する紀要等に掲載された研究成果は、特定の号以降に限り図書館がリポジトリに登録することができる。

2 研究成果は、国立情報学研究所のクラウド型サーバに構築する。

第6条 ネットワーク上の共用サービスを通じて、第5条第2項の複製物を不特定多数に無料で公開する。

2 登録者及び図書館は、保存及び利用可能性の維持のための複製や媒体変換を行う。

第7条 図書館はリポジトリに登録された研究成果の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1)登録者は、第5条に定める方法以外による登録を行わない。
- (2)ネットワークを通じた研究成果の利用に当たっては、著作権法で定める範囲内の利用であれば、著作権者の許諾を得る必要はない。

第8条 研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、図書館に対し第5条に定める利用を無償で許諾する。

第9条 研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は第7条に定める利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合は、この限りではない。

第10条 研究成果の著作権は、リポジトリに登録された後も図書館に移転されることなく、著作権者の元に保留される。

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された研究成果の公開を解除することができる。

(1)登録者が理由を付して公開の解除申請を行い、それを担当委員会の長が承認した場合

(2)盗用等の公序良俗に反する研究成果であること、又は内容が著しく不適切等であることの理由により、担当委員会の長が公開の解除を決定した場合

附 則

この指針は、平成24年11月15日から施行する。